

宇部工業高等専門学校研究生規則

制定 昭和62年12月 8 日

改正 平成 6 年 8 月 1 日

平成10年 5 月20日

平成14年 3 月13日

平成19年 1 月16日

平成20年 2 月12日

平成22年12月 7 日

平成27年 6 月 9 日

令和 4 年 2 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第43条第 2 項の規定に基づき、本校の研究生に関し必要な事項について定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 本校において高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 専攻科の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校専攻科を修了した者
- (2) 本校において前号と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、原則として学則第 4 条第 1 項に規定する学期の始めとする。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、原則として入学する時期の 2 週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願（別紙様式）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書
- (4) 現に職を有している者は勤務先所属長の承諾書
（入学の許可）

第5条 校長は、前条の入学志願者について選考のうえ、入学を許可する。

- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、誓約書を提出しなければならない。

（指導教員）

第6条 校長は、研究生の指導・助言を行うため、指導教員を定めるものとする。

（研究課題）

第7条 研究生は、特定の事項に関する研究を行うため、研究課題を設けるものとする。

（研究期間）

第8条 研究生の研究期間は、原則として6か月以上1年以内とする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により延長を願い出るときは、所定の延長願を研究期間満了2週間前までに校長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により研究期間を延長するとき、検定料及び入学料は徴収しない。

（授業料等の額）

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定める額とする。

（授業料の納付）

第10条 研究生の授業料は、所定の期日までに研究期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、学期ごとの期間に分けて、それぞれ当該期間に係る授業料を納付することができる。

- 2 授業料を納めない者は、除籍する。

（授業料等の不返付）

第10条の2 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

（授業）

第11条 研究生は、指導教員の指導により、研究上必要なときは、授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

（研究報告）

第12条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

（研究証明書等の交付）

第13条 校長は、所定の研究の終了を認定した研究生に対して、研究証明書等を交付することができる。

（特別費用）

第14条 研究に必要な特別な費用は、研究生の負担とする。

(他の研究への従事)

第15条 研究生が他の研究に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 研究生が退学しようとするときは、所定の退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 本校の諸規則に違反した者、指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事由により成業の見込みのない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(準用規定)

第17条 本校の学生に関する諸規則は、研究生にも準用する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

研究生入学願

年 月 日

宇部工業高等専門学校長 殿

氏 名 _____ (自署)

生年月日 _____ 年 月 日

貴校研究生として、下記のとおり研究をしたいので許可くださるようお願い
します。

記

1. 研究期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2. 志望学科/専攻 _____

3. 研究課題 _____

4. 指導教員 _____